

## **[事案 29-95] 入院給付金支払請求**

・平成 29 年 9 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

被保険者である配偶者の入院は、「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」に該当するとして、主契約に基づく入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 55 年 12 月に契約したがん保険について、以下の理由により、主契約に基づく入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 持病の心臓病が、抗がん剤治療による副作用で急激に増悪し、その治療のために入院した。
- (2) 心臓病の増悪により受けたペースメーカー移植術は、がん切除手術に際し必要なものであるから、がんの直接的治療の一部である。

### **<保険会社の主張>**

いずれの治療も、がんそのものに対する治療とは認められず、本入院は、約款所定の「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」に該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張および申立人配偶者の治療状況等を把握するため、申立人夫婦に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、いずれの治療もがんそのものに対する治療とは認められず、申立人配偶者の陳述、保険会社による病院への事実確認の結果等からも、主契約に基づく入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。